

久辺三区まちづくり計画策定業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「久辺三区まちづくり計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「久辺三区まちづくり計画策定業務」とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和5年3月31日（金）とする。

(業務の目的)

第4条 本業務は、デジタル技術の進展など社会情勢の変化や新たに地域が考える取組を踏まえた上で、辺野古区、豊原区及び久志区（以下「久辺三区」という。）において地域住民が自主的・主体的に行うコミュニティ活動の形成に資する取組とともに、新たなまちづくりに取り組むために、具体的なまちづくりの進め方を示す「久辺三区まちづくり計画」を策定することを目的とする。

(法令等の遵守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護市の条例、規則等
- (3) その他関係法令

(書類の提出)

第6条 本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時 : 着手届、工程表、業務計画書、管理技術者通知書
- (2) 完了時 : 完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、当該業務を履行するにあたり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地域住民や権利者等から業務に関して異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、受託者の提案内容に基づき、名護市と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 久辺三区の現況整理

久辺三区の人口、産業、土地建物利用状況、交通、自然的環境、災害の発生状況、防災施設の整備状況、周辺施設の状況、観光の状況、景観、歴史資源等の地域資源及び地域構造等について現況の整理及び分析を行う。

(2) 上位計画・関連計画等の整理

上位計画、関連計画及び関連事業との整合を図るため、久辺三区に関する次の事項について確認及び整理を行う。また、必要に応じて関連する機関等へのヒヤリングを実施するものとする。

- ① 名護市の上位計画及び個別計画
- ② 久辺三区で策定されたまちづくりに関する計画
- ③ 国、県の関連計画
- ④ 関係法令及び規制等
- ⑤ その他必要な事項

(3) 意向調査

ワークショップ及びアンケートなどを実施し、まちづくりに関する地域住民等の意見収集を行い、それらによって得られた意見を整理、分析して意向を取りまとめる。

(4) 事例調査

国内の類似事例や先進的な取組みについて、委員会等の委員及び受託業者計 15 名による現地調査を 2 箇所以上行うこととし、それに係る費用（日当等含む。）は本委託業務に含まれることとする。

(5) 久辺三区まちづくりの課題整理

(1)から(4)を踏まえ、久辺三区まちづくりに取り組む上での課題抽出を行う。また、必要に応じて関連する機関等へのヒヤリングを実施するものとする。

(6) 久辺三区まちづくり基本計画の策定

(1)から(5)を踏まえ、久辺三区まちづくりの方針及び進め方、具体的な実施事業等を定めた基本計画を策定する。

- ① 辺野古区のまちづくり基本計画
- ② 豊原区のまちづくり基本計画
- ③ 久志区のまちづくり基本計画
- ④ 久辺三区のまちづくり基本計画

（子育て及び教育、交通体系、居住環境等三区に共通する分野に関する計画）

(7) 事業手法等の検討

基本計画を実現するための方策として、官民連携を含めた事業手法の検討を行う。

(8) 事業化ロードマップ作成

基本計画の実現に向けて、事業化のスケジュールを作成する。

(9) 委員会等運営支援

本業務の実施にあたり、関係団体等で構成する検討委員会（4回開催予定）、分科会（3部会、各4回開催予定）及び関連庁内会議（4回開催予定）の運営支援を行う。なお、会議の開催回数については増減する場合がある。各種会議の運営支援は、次の事項を具体的な業務内容とする。

- ① 資料の作成及び印刷
- ② 進行支援
- ③ 会議録の作成
- ④ その他、会議の運営に必要な事項

第3章 成果品

（納入成果品）

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書：50部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第 13 条 契約期間内に、第 12 条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第 4 章 その他

(その他留意事項)

第 14 条 第 1 章から第 3 章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。
受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 受託者は、本委託業務の遂行にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめるよう感染防止措置等を提案し、本委託業務を継続して確実に実施できるよう努めること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。